会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和2年度第1回武蔵村山市子ども・子育て会議
開催日時	令和2年8月25日(火)
開催場所	書面開催
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者:佐々会長、布田副会長、志茂委員、乙幡委員、大友委員、 押本委員、平見委員、比留間委員、田島委員、大熊委員、 齋藤委員、谷治委員
議 題	1 平成31年度(令和元年度)末における施策の進捗状況の点検・ 評価について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留 事項等を記載す る。)	
	一新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、書面開催- 1 開会 子ども家庭部長から書面による挨拶を行った。 2 委員紹介 委員のうち、小学校長会の代表が交代となった(令和2年3月31日付で前川委員が退任、新たに押本委員を委嘱)。 3 報告事項
審 議 経 過 (主な意見等を原則 として発言順に記載し、同一内容は一 つにまとめる。)	なっている。
	(会長) 休日保育利用時に弁当持参とあるが、水分補給も持参が必要か。また、お弁当を忘れた場合は保育所で用意してもらえるのか。 (事務局) お弁当(箸、スプーン等含む)及び水筒を持参する必要がある。また、休日により調理員は不在のため、お弁当を忘れた場合は預かることはできないが、水筒のみを忘れた場合はお水による補給は可能である。 (会長) 保育時間により簡単な間食を用意可能とあるが、費用はかかるのか。 (事務局) 間食に対する費用はかからない。

(2) ベビーシッター利用支援事業の開始について

待機児童解消対策の一環として、お子さんが保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する方への助成を実施するものである。

保育時間は午前7時から午後10時までのうち、1日11時間かつ月220時間まで(保育短時間の方は、1日8時間かつ月160時間まで)、対象は、保育所等入所保留通知を受け取った0~2歳児の待機児童の保護者又は0歳児クラスに入所申込みをせず、育児休業を1年間取得した後、お子さんの1歳の誕生日から復職する保護者で、利用料は1時間当たり税込150円となっている。

本事業の利用に当たっては、利用を希望する保護者本人がベビーシッター事業者と契約を行う必要があり、申請から実際に利用を開始できるまで、おおむね1か月程度を要す。また、助成額は所得税法上の雑所得に当たるため、確定申告が必要となる。

本事業の開始については、3月1日号の市報、市ホームページに掲載のほか、4月入所で待機となる0~2歳児の保護者宛に、2月の中旬に保留通知と合わせて案内を送付し周知を行っている

なお、現時点における利用者は0人となっている。

一質疑・応答—

(会長) 開始はいつからか。

(事務局) 令和2年4月からである。

(会 長) 本事業を利用した場合、所得税の確定申告が必要とあるが、一定の金額未満であっても確定申告は必要なのか。

(事務局) 本事業では、1時間あたり2,400円(税込)を上限に定めた利用料と利用者負担額(1時間当たり150円(税込))との差額を公費で負担する。公費で負担した額は、利用者にとって所得税法上の雑所得に当たり、1月から12月までの合計額が20万円以上の場合は所得税の確定申告をする必要がある。なお、20万円未満の場合は所得税の確定申告は不要だが、住民税の申告をする必要がある。

(3) みらい保育園の建替えに伴う利用定員の変更について

現園舎は昭和52年に開設し、建築後42年が経過している。 新園舎は令和3年4月に開所の予定となっている。

今回の改修に伴い、定員は30名増加となる。特に、低年齢児の待機児童数の解消を図るため、1歳児クラスで10名、2歳児クラスで9名増加する。

なお、利用定員の変更については、第二期子ども・子育て支援 事業計画の量の見込みと確保方策における令和3年度の確保の 内容に反映させている。

一質疑・応答—

なし

4 議題

(1) 平成31年度(令和元年度)末における施策の進捗状況の 点検・評価について

「平成31年度(令和元年度)武蔵村山市子ども子育て支援事業計画 施策進捗状況一覧」は、子ども・子育て支援事業計画に掲載している事業について、その進捗状況を記載したものであ

る。

目標の達成基準は4段階で表しており、「A」が目標以上に達成できたもの、「B」が目標どおりに事業を実施できたもの、「C」が目標よりやや下回ったもの、「D」が目標より大幅に下回ったものである。

全部で161事業あり、「A」が6事業、「B」が148事業、「C」が4事業、「D」が3事業となった。利用者数等に応じて年度ごとに実績値が増減する事業については、昨年度との比較で内容に大きなかい離がないものは「B」の評価としている。

事務局から、このうち、「A」、「C」及び「D」の事業、子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項に関する事業における「①量の見込み」、「②確保の内容」の平成31年度(令和元年度)の実績並びに第一期計画(平成27年度~平成31年度)の総合評価について説明。

一質疑·応答-

- (会 長) 項目番号3「家庭的保育事業」について、市として事業そのものを立ち上げたほうがよいのかどうかの判断が記載されていない。
- (事務局) 項目番号3については、少人数の単位で3歳未満児を 保育する地域型保育事業の類型の一つである。待機児童 対策として、当該類型にこだわらず、地域型保育事業と しての活用を図るものとして第二期計画において登載 している。
- (会 長) 項目番号6「認定こども園」について、令和2年度の 開設に向けて継続審議中なのか。
- (事務局) 市内の1事業者と開設に向けて協議を進めていたが、 事業者において設置基準上の課題解決が困難であると 判断し、開設を見送ることとなった。なお、現在、他事 業者からの開設に向けた相談等はない。
- (委員) 項目番号8「トワイライトステイ事業」の今後の方針 等について実施予定はないとあるが、廃止の方向の記述 とすべきではないか。
- (事務局) 今後、計画書への事業登載を取りやめるという意味で は廃止となるが、事業として開始しているものではない ため、現時点においては実施予定なしの記述が適切と考 えている。
- (会 長) 項目番号9「休日保育事業」の評価が「C」の理由は 何か。
- (事務局) 令和元年度中の実施を目標としていたが、令和2年度 からの実施となり、目標をやや下回ったとして評価を 「C」とした。
- (会長) 項目番号16「子ども家庭支援センター事業」について、市の直営になった理由は何か。
- (事務局) 平成28年児童福祉法の改正により、自治体に「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が義務付けられ、全ての子どもと家庭及び妊産婦の相談に対応する専門性を有する人的配置や、虐待対応専門人材の確保が必要になったこと及び切れ目なく継続的に支援するために子育て支援と母子保健の一体的な運営が求められたことによるものである。また、市の直営になったことにより、対象児の住民基本台帳による所在確認の円滑な実施が可能となったほか、他自治体における子ども家庭支援センター事業との連絡等を含め、課題であった個人情報

の取扱いの問題が解消された。一つのケースへの関わり 方が長期的視点から行われているため、ケースの再発頻 度も減少している。

- (会 長) 項目番号18「子育て支援情報の提供」について件数 が減っているが「A」評価の理由は何か。
- (事務局) 子育て情報アプリ「子ども・子育て応援ナビ」については、令和2年3月に導入したため、令和元年度においては1月分の実績となる。単に子育て支援情報の提供を行うだけではなく、子育て世帯向けに利便性の向上を図った観点から評価を「A」としている。
- (会 長) 項目番号104「青少年健全育成講演会」について、 事業の見直しに向けてどのような検討を行ったのか。武 蔵村山市の青少年の健全育成として何を求めていくの か。

また、今後の方針等については廃止の方向と記述すべきではないか。

(事務局) 東京都とこころの東京革命協会が推進していた「こころの東京革命」事業の出前講演会事業を活用して青少年健全育成指導者向けに講演会を開催していたが、平成29年度をもってこの事業が終了し、平成30年度からは青少年のダイバーシティの意識を育む取組を強化する青少年応援プロジェクト事業へ再編された。これに伴い、市においても青少年のダイバーシティの意識を育む取組に特化して事業を継続するのか、他の事業等を活用して事業を継続するのか検討したが、「こころの東京革命」事業と同様の事業がなかったため、今後の方針等については廃止とした。

また、予算措置がされておらず、第二期計画にも事業登載がないことからも廃止の記述が適切と考えている。

- (委員) 項目番号120「安全・安心パトロール活動の推進」 について、市内を一巡する効果的な防犯活動を実施して いるとあるが、市内全ての町を巡回しているのか。
- (事務局) 項目番号120については、市内全域を巡回している。

(2) その他

一質疑・応答—

- (会 長) 保育士の確保・定着について、どのような課題がある のか具体的な内容を伺う。
- (事務局) 保育士の確保・定着については待機児童対策を図る観点から重要課題としている。

保育士の配置基準では、乳児は3人につき1人、1・2歳児には6人につき1人の配置が求められているが、児童の発達に応じて更なる加配による体制も求められる。また、長時間保育のための職員配置や子育て家庭の支援など保育士に係る負担は増えている。一方で、ライフイベントを契機とする若手保育士の離職や新規採用予定者の都心への流出傾向が続いている。

当市に限った問題ではないが、現状、各認可保育所において弾力的運用により利用定員を超えた児童の受入れが常態化していること、今後のまちづくりの変化に伴い予測される流入人口、待機児童対策を解消した後の保育の質の向上等を視野に捉えると、柔軟な配置を可能とする十分な人数の保育士の確保や経験豊富な職員の定

着が求められる。
(委員) 保育士の確保について、市としての施策はあるか。
(事務局) 保育士の確保・定着を図るため、保育士資格取得支援
事業や保育従事職員宿舎借上支援事業を実施している。
(委 員) 保育所・学童クラブの待機児童対策の対応を伺う。
(事務局) 保育所では、建替え・改修時期に合わせた定員枠の拡
大のほか、認可外保育施設の利用促進に向けた環境の整
備、ベビーシッター利用支援事業等により対応を図って
いく。
学童クラブでは、入所定員の弾力的運用により入所待
機児の解消を図るとともに、ランドセル来館事業等を通
して放課後における安全で安心な居場所の確保に努め
ている。
5 その他
(1) 次回会議の開催日程について
今年度の会議については予備日程を含めた2回となるが、第1
回目が書面による開催のため、2回目の予定はない。
(0) 7 0 14
(2) その他 ロオーカー・ローカー・ローカー・ローカー・ローカー・ローカー・ローカー・ローカー
現在、新型コロナウイルス感染症による第二期子ども・子育で
支援事業計画の施策への影響調査を実施している。調査結果は後
日、参考資料として送付を予定している。
6 閉会
O WIZ
☑公 開 傍聴者: 0 人
□非 公 開

	会議の公開・非公開の別	□一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由	1方ඟ 在 U	
,				
	会議録の開示・非開示の別	☑開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等:)

庶務担当課 子ども家庭部 子ども青少年課 (内線:182)

(日本産業規格A列4番)